

「神戸芸術工科大学 ガバナンス・コード」に対する適合(遵守)状況

令和5年6月1日現在  
(令和5年7月21日理事会承認)

遵守項目	適合(遵守)状況・ 取組の実施状況	実施していない理由 又は今後の対応方針
<b>1-1 建学の理念</b>		
(1) 建学の理念	○	
(2) 建学の理念に基づく人材像	○	
<b>1-2 神戸芸術工科大学の教育と研究の目的</b>		
(1) 建学の理念に基づく教育と研究の目的	○	
(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組について	○	
(3) 神戸芸術工科大学の社会的責任等	○	
<b>2-1 理事会</b>		
(1) 理事会の役割	○	
<b>2-2 理事</b>		
(1) 理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化	○	
(2) 学内理事の役割	○	
(3) 外部理事の役割	○	
(4) 理事への研修機会の提供と充実	○	
<b>2-3 監事</b>		
(1) 監事の責務(役割・職務範囲)について	○	
(2) 監事の選任	○	
(3) 監事監査基準	○	
(4) 監事業務を支援するための体制整備	○	
<b>2-4 評議員会</b>		
(1) 諮問機関としての役割	○	
(2) 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○	
(3) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。	○	
<b>2-5 評議員</b>		
(1) 評議員の選任	○	
<b>3-1 学長</b>		
(1) 学長の責務(役割・職務範囲)	○	
(2) 学長補佐体制(副学長・学部長・大学院研究科長の役割)	○	
<b>3-2 教授会</b>		
(1) 教授会の役割(学長と教授会の関係)	○	
<b>4-1 学生に対して</b>		
(1) 芸術工学部と大学院芸術工学研究科において、3つの方針(ポリシー)を示し、入学から卒業・修了に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	○	
<b>4-2 教職員等に対して</b>		
(1) 教職協働	○	
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント:UD	○	
(3) ファカルティ・ディベロップメント:FD	○	
(4) スタッフ・ディベロップメント:SD	○	
<b>4-3 社会に対して</b>		
(1) 認証評価及び自己点検・評価	○	
(2) 社会貢献・地域連携	○	
<b>4-4 危機管理及び法令遵守</b>		
(1) 危機管理のための体制整備	○	
(2) 法令遵守のための体制整備	○	
<b>5-1 情報公表の充実</b>		
(1) 法令上の情報公表	○	
(2) 自主的な情報公表	○	
(3) 情報公表の工夫等	○	

遵守状況・取組の実施状況・・・○:適合している / △:一部適合している / ×:適合していない